

不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（棄却）を決定し、令和8年8月5日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

1 事件の概要

(1) 当事者

申立人：広島連帯ユニオン（広島市西区）

被申立人：株式会社A I Cエデュケーション（広島市中区）

(2) 申立日

令和6年10月22日

(3) 申立ての概要

申立人（以下「組合」という。）は、被申立人（以下「会社」という。）の次の行為が不当労働行為（労働組合法第7条）に当たるとして、救済を申し立てた。

- ① 組合員の雇止め等に係る団体交渉の打切りを申し入れ、その後の団体交渉要求に応じないこと（第2号：団体交渉拒否）
- ② 組合の情宣活動について警察へ通報したこと及び組合の情宣活動をやめさせようとする文書を送付したこと（第3号：支配介入）

2 命令の概要

(1) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(2) 当委員会の判断

ア 1(3)①（第2号：団体交渉拒否）について ⇒ 該当しない。

（理由）

- 本件では、計10回の団体交渉が継続的に行われ、会社から5回の文書回答がなされており、それらの中で会社は、組合の追及の程度に応じた回答及び説明を行っている。
- しかし、双方の主張は対立状態のまま推移し、団体交渉打切り申入れ時点で、団体交渉は行き詰まりの状態となっており、これを継続する余地がなくなっていた。
- こうした団体交渉の行き詰まりの状態に至った後での会社の打切り申入れ及びその後の団体交渉拒否は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

イ 1(3)②（第3号：支配介入）について ⇒ 該当しない。

（理由）

会社が警察に通報した事実は認められず、また、会社が送付した文書も情宣活動時に最低限のルールを守るよう指摘する内容であり、支配介入とはいえない。